

1、アスクル物流倉庫火災の原因究明と消防力の強化について

【秋山県議】

日本共産党の秋山文和です。党議員団を代表して一般質問を行います。

三芳町の通販会社アスクルの物流倉庫で16日に起きた火災は、床面積4万5千㎡を焼き、鎮圧までに6日を要する大規模なものでした。昨日、完全鎮火しました。党県議団の現地調査でも臭いが充満し、近くにお住まいの方は「毒ガスで死にそうな思いをした」と語りました。三芳町の水道の1か月分相当の水が使われ、飲料水への影響、運動場使用不能など教育への影響がひろがりました。総務省によれば、床面積1万平方メートル以上の建築物の火災は過去10年間に2件、いずれも1日ふつかで消火に至っており、アスクル火災は、例をみない大規模火災との認識を表明しています。火災現場の周辺には、佐川急便、文具メーカーPLUSの巨大物流倉庫が並んでいました。各地で大型物流倉庫が建設され、埼玉県も積極的にこれを誘致しております。日本立地総覧によると2013年から2014年に首都圏の物流施設は、225件が操業、着工が193件となっております。はじめに伺いますが、アスクル火災の原因究明に県としても全力をあげること。また、早急に県内物流倉庫の現状を把握し、その防火対策について改めて調査すべきです。以上2点について、知事の見解を求めます。

アスクル火災では、70台以上の消防車が出動しました。長期にわたる消防活動に従事した職員、団員のみなさんに敬意を表します。

埼玉県の消防力の現状は、職員の充足率が82.7%、救急車92%と必要数を満たしていません。消防現場からは「救急隊をあと一隊でいいから増やしたい」という切実な声が寄せられています。県は消防力の強化として、研修等を実施していますが、「研修に人を送り出す余裕がない」というのが消防現場の実感です。

また、職員全体の充足率が82%でも、担当部門別にみれば予防担当職員の充足率は地域によっては40%台という極めて低い状態が生まれています。予防担当は火災報知器や防火シャッターなど消防設備の確認を行う部署ですが、現在の人員では新築建物には対応できても、用途や収容人員などの変更時には十分対応できていません。

この職員不足について、まずは国に対して対策を求めるとともに、県としても予防・救急・消防・警防など部署別の充足状況を把握し、充足を促すべきです。危機管理防災部長の答弁を求めます。

県は、職員や装備不足を広域化によって解消すべく、消防の広域化を推進しています。党県議団は、水利情報など地域の実情把握は消防には欠かせないとして、広域化推進に反対してきました。昨年2月、所沢市の31階建て高層マンション火災において、上層階に水を送る連結送水管を、地下向け送水口に接続するミスによって、1時間36分間にわたり放水が開始されず、マンションの地下設備の一部が水浸しになりました。所沢市を管轄する西部消

防局は、都市部の所沢市から山間部まで含む飯能市の広域消防組合となったばかりです。管轄のあまりの広さに、各地から懸念の声が上がっていました。報道では西部消防局は送水ミスの原因として「高層階の消火活動が初めて」だったとコメントしました。ここで伺いますが、消防広域化は、その地域の実情に即して決められるべきことであり、県が市町村に強制するものではないとかがえませんが、危機管理防災部長の見解を求めます。

【知事】

秋山文和議員の御質問にお答えをいたします。

まず、「アスクル物流倉庫火災の原因究明と消防力の強化について」のお尋ねのうち、アスクル火災の原因究明についてでございます。

県では火災発生後、直ちに情報連絡室を設置し、職員を現場に派遣して情報収集を行いました。また、三芳町からの要請を受け、高度な資機材と技術を持つ埼玉県特別機動援助隊、通称「埼玉スマート」を出勤させ、消防活動を支援してまいりました。22日の火災鎮圧後も地元消防によって建物内部の残り火を区画ごとに完全に消火する作業が継続されてきました。昨日17時に鎮火となり、今朝から地元消防や警察、消防庁と国土交通省で構成する調査チームにより、火災現場での原因調査が始まったところでございます。今後も、火災の原因究明が早期になされますよう、地元消防と連携して取り組んでまいります。

次に、県内物流倉庫の現状把握と防火対策に係る調査についてでございます。今回火災が発生した倉庫は、延べ床面積が約7万2,000平方メートルと広大であり、さらに構造上、開口部が少なく外部からの注水が困難でございました。こうした構造の建物では、一旦火災が広がると、消火活動が極めて難しくなるため、まずは火災の予防、そして火災発生時の初期消火という基本が一層重要であるという現場からの報告も受けております。

そこで県では、今回の火災を踏まえ、同様の施設における消火器など消防用設備の管理や防火管理体制の徹底について、各消防本部に通知をしたところです。既に一部の消防本部では類似施設の査察に入っています。国等による調査結果を踏まえ、県としても各消防本部とともに、県内の大規模物流倉庫の現状をしっかりと把握し、再発防止の注意喚起を含めた防火対策に取り組んでまいります。

【危機管理防災部長】

まず、消防の職員不足について国に対策を求めるとともに、県として消防本部の部署別の充足状況を把握し、充足を促すべきとお尋ねについてでございます。

平成27年4月1日現在で本県の消防職員の充足率は、82.7%であります。これは全国第3位という高い率でございます。

一方、秋山議員の御指摘のとおり、予防部門に携わる職員の充足率は低く、その強化が求められているところです。そこで県では、消防法令違反の是正方策をテーマに研修を開催するなど、予防業務に関する専門知識の習得のための支援を継続的に実施してまいりました。

消防職員の採用や配置については、それぞれの消防本部で検討すべき課題ですが、予防部門の強化は全国的な課題でもありますので、都道府県部局長会などを通じて議論の上、必要

な支援を国に要望してまいります。また各消防本部の部署別の充足状況につきましては、すでに県において把握しておりますので、特に充足率の低い消防本部に対して重点的に働き掛けを行ってまいります。

次に、消防の広域化はその地域の実情に即して決められるべきであり、県が市町村に強制すべきではない、というお尋ねについてでございます。消防の広域化は、消防本部の統合によるスケールメリットを最大限に生かして消防力を強化し、これを住民サービスの向上に繋げるものです。広域化を実現した埼玉西部消防局では、4つあった消防本部の本部機能の統合で職員58人を現場に再配置することが可能となり、消防隊や救急隊の増強が図られました。もとより、消防の広域化は県が強制するものではありません。消防の広域化につきましては、市町村の意向や地域の実情をしっかりと踏まえて、取り組んでまいります。

2、国民健康保険の被保険者負担の軽減のために

【秋山県議】

昨年、県内自営業の方が、単価の切り下げによる減収のために国保税等の滞納を抱えて自殺するという痛ましい事件が起きました。月々5万円ずつ返済していたにも関わらず、回収機構からの厳しい一括返済を迫られ、商売を続けていく気力もなくした結果です。こうした事例があとを絶ちません。そもそも、国民健康保険税の負担が重すぎます。根本に、国保が医療費の多くかかる高齢者や低所得者で構成されているという構造的な問題があります。私の地元、春日部市では、4人家族で年収550万円の場合保険税は54万円であり、もう限度を超えています。

来年4月から国保の県運営が始まります。昨年12月、第一回目の県国保運営協議会が開かれました。この運営協議会で、県内すべての自治体で、国保税が値上げになる、しかも最高は1.7倍化、という試算が発表され、県内に驚きの声が上がっています。各市町村国保の運営協議会会長からなる埼玉県国保協議会からは、市町村一般会計繰り入れに対する県の財政支援措置を求める要望があがりました。

国保法の第一条には、国民健康保険制度は「社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とあります。市町村の要望に応え、国保に対して、県は市町村への独自の財政支援を行うべきと考えますが、保健医療部長の答弁を求めます。

次に県国保運営協議会についてです。先にあげた埼玉県国保協議会の要望では「広域化に向けては市町村の意見を反映した、慎重な議論を」と求めています。市町村の意見を反映する方策について、保健医療部長の答弁を求めます。

県の「附属機関等への県民参加の促進に関する指針」は、附属機関等における委員公募制等により県民の意見を県政へより広く反映させることを目的としています。なぜ、県国保運営協議会については公募を実施しなかったのか、今後公募を検討すべきと考えますが、保健医療部長の答弁を求めます。

【保健医療部長】

まず、県独自の財政支援についてでございます。

国民健康保険は被保険者に高齢者や低所得者が多く、保険税だけでは運営が困難です。このため、国保財源の4分の3は、現役世代からの支援金や公費でまかなっております。県は、市町村に対して、財政調整交付金などで平成28年度は総額約590億円の負担をしております。このうち、低所得者対策として国保世帯の約4割に対する保険税軽減のため約110億円の支援をしております。平成30年度からの都道府県単位の運営は、慢性的な赤字が続いている市町村国保について、スケールメリットにより財政安定化を図ろうとするものです。昨年12月に標準保険税の第一回目のシミュレーションを実施しました。その際、法定外繰入金を入れないことを前提として計算しましたので、現在の保険税より高く算定されました。新制度でも、保険税は最終的には市町村が地域の実情に応じて決定することとなります。その際、被保険者にとって急激な変動にならないよう配慮する必要があります。現在、国では激変緩和のために、その内容、規模を検討しています。本県では、法定外繰入金の規模は63市町村で様々であり、繰入れの理由も異なり、繰入れを行っていない団体もあります。法定外繰入金に対する一律の支援は考えておりませんが、激変緩和の観点から、県の独自支援として、現在の財政調整交付金の仕組みが活用できないか検討しております。

次に、市町村の意見を反映する方策についてです。

県は新制度の国保運営方針や納付金の徴収などの重要事項を審議するため、埼玉県国民健康保険運営協議会を設置しました。審議いただく内容については、全市町村で構成する広域化等推進会議やワーキンググループにおいて、あらかじめ意見を聴いて取りまとめております。また、協議会には、被保険者の代表として地域の実状に精通した方4名を市町村から推薦いただき、意見をいただいております。加えて、運営方針については、法律に基づく市町村からの意見を踏まえ、審議することとされております。このように、新制度の検討において随所で市町村の意見が反映される仕組みとなっております。

最後に、運営協議会委員の公募についてです。

協議会の委員は、医療を受ける被保険者代表、医療提供者代表、公益代表及び健保組合などの被用者保険代表の4つの分野から選出することとされております。今回の協議会は新制度を構築し、早期に財政健全化を図るための運営方針を審議することが主要な課題です。

このため、被保険者代表委員には、各地域の実状や市町村の規模なども考慮した上で、東西南北の各地域から、制度に精通した方を市町村から推薦いただき、委嘱したところです。当面は、財政健全化が急務であり、国保運営に係る専門的な見識を有する委員により審議いただく必要があると考えております。制度安定後は、公募も検討し、その時々課題に応じて、委員を選任してまいります。

3、障害者の『暮らしの場』の確保のために

【秋山県議】

ある障害者団体のニュースには「Mさんは施設に入所してから、母に依拠した生活から、大切な仲間を作ってきました。Mさんは家族以外の関係の中で新たな価値観を築いてきています。」とあります。障害者基本法は「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され」と明記しています。この点から入所施設・グループホームなど住まいの確保は、県としての責務だと考えます。

障害者の入所施設について、国は地域移行と称して、入所施設の定員削減を押し付けながら、グループホーム建設を促しております。しかし、2016年度障害者関連施設整備補助について、県から協議書を挙げた17事業所のうち、9件を国は不採択としました。採択のほとんどが通所施設であり、グループホームの採択は1か所にすぎません。2015・2016年の2年間で、増設したグループホームは79件で、そのうち補助を受けたのは7箇所にとすぎません。埼玉県としては、国に協議書を上げる予定の施設数分の予算を当初予算に組みます。しかし、国がおおかたを不採択とするので、年度末に高額の減額補正を行うという繰り返しです。ここで伺いますが、国に対して、施設整備の採択数増を強く申し入れるべきです。また、国が採択しないなら、県単独事業としてでも施設整備を応援すべきです。福祉部長の答弁を求めます。

県は、障害者支援計画の中で2017年度までに4050人分のグループホーム定員を目標としていますが、おおむね達成の見込みだといえます。しかし、現実にはグループホームが一つできると6人の定員のところに18人が申し込む。私が訪ねた法人でも現在も14人の待機者がいる、このような状態だといえます。私は、市町村と協力し合って、グループホームの待機者も県としてつかむべきだと考えますが、福祉部長の答弁を求めます。

【福祉部長】

まず、国に対し施設整備の採択数増を強く申し入れるべきについてでございます。

障害のある方が安心して暮らすためには、グループホームなどの住まいの確保が必要であると考えております。このため、これまで施設整備の補助について、より多く採択していただけるよう国に強く働き掛けてまいりました。グループホームと入所施設の補助については、平成26年度までは協議した案件の全てが採択されております。平成27年度以降は国の予算の削減などにより協議した案件のうち一部が不採択となっております。県といたしましては、引き続き国に対し、協議した案件が全て採択され整備できるよう必要な財源を確保することを強く要望してまいります。

次に、国が採択しないなら県単独事業として施設整備を応援すべきについてでございます。施設整備については多額の財源が必要ですので、国庫補助制度を最大限活用すべきであると考えております。

最後に、市町村と協力しグループホームの待機者を把握すべきについてでございます。

都市部においては土地の価格が高いなどの理由から、グループホームの整備が進まず、入

居希望者が定員を超えている地域もあると聞いております。県といたしましては、市町村と協力してグループホームの待機者数について調査してまいります。

4、民間マンションの耐震化・老朽対策・バリアフリー化は喫緊の課題

【秋山県議】

1960～70年代頃に建設された公社・公団住宅や、公団仕様の民間共同住宅は5階建て以下のものが多く、エレベーターが設置されていないものがほとんどです。これらの建物は建築後40年以上を経て、耐震性への不安とともに老朽化への心配があります。また居住者が高齢化しているため、日常の移動が大変なのはもちろん、車いす生活となった場合の移動や介護が困難になります。

今高齢化の中で、特別養護老人ホームなど入所施設建設を進めたとしても、在宅医療・在宅介護の拡充は不可欠です。現在福祉部を中心に地域包括ケアシステム構築が進められていますが、受け皿となる居宅が在宅医療、在宅介護に適していなければ、これらの構想は困難になります。老朽対策・バリアフリー化など民間老朽マンションが抱える課題解決は、まちづくりにとどまらず、大事な福祉保健医療の問題と考えますが、知事の見解を求めます。

国は、既存建物をバリアフリー化する場合には、一定の範囲内で建築基準法の適用を緩和して、エレベーター設置などの改修がしやすい施策を行っています。これに基づいて、公営住宅ではエレベーター設置をすすめ、全国で1000か所以上、埼玉では県営6団地7棟でエレベーター設置が進みました。公共住宅のエレベーター設置がすすむ一方で、UR分譲などを含む民間共同住宅では、エレベーター設置例は数えるほどしかなく、その差は際立っています。

この原因は、既存の建物にエレベーターを増築するためには、各戸に数百万円の負担が必要となり、住民合意ができないからです。マンション管理組合の修繕積立金は、既存建物の維持保全のために積み立てられたもので、エレベーター増築までは想定していません。都市整備部長にお尋ねしますが、県内UR賃貸住宅とURが分譲したマンションでエレベーター設置状況に格差がある現状をどう認識していますか、お答えください。

老朽マンションのスラム化を懸念して、県はこの3年間に300を超えるマンションを調査し、管理組合が機能するよう支援していますが、私はマンション管理組合に対する財政支援なしにこの問題はすすまないと感じております。国土交通省に優良建築物等整備事業として社会資本整備総合交付金の交付対象の中に共同施設整備費があり、この中に民間老朽マンションのバリアフリー化のためのエレベーターも含まれています。交付率が1/3です。この事業は地方公共団体が窓口になることが条件です。国は全国の100万戸といわれる新耐震基準を満たしていない民間マンションの再生に門戸を開いています。県が条例もしくは要綱を作って民間老朽マンションの長寿命化・再生事業制度に乗り出していただきたいと思いますが、知事の答弁を求めます。

【知事】

次に、「民間マンションの耐震化・老朽対策・バリアフリー化は喫緊の課題」のお尋ねのうち、民間老朽マンションが抱える課題解決は、大事な福祉保健医療の問題ではないかについてでございます。

築年数の古い分譲マンションでは、建物の老朽化と入居者の高齢化が同時に進む、いわゆる「2つの老い」が進行していると言われております。こうしたマンションの老朽対策やバリアフリー化は、地域包括ケアシステム構築の観点からも重要であると認識しております。

次に、県が条例もしくは要綱を作って民間老朽マンションの長寿命化・再生事業制度に乗り出すことについてでございます。分譲マンションは私有財産であり、その管理は所有者で組織される管理組合が自己の責任と自助努力で行うことが基本だと考えます。

一方、老朽マンションの長寿命化や再生には専門的知識やノウハウも必要であります。

このような課題に対して、平成26年5月、県と分譲マンションの多い41の市町はマンション行政連絡会議を設置いたしました。県は先導的な取組を行うこととし、平成26年度からの3か年で老朽マンション対策に意欲的な9市と連携し、建築後30年を経過した老朽マンションの管理適正化を支援しているところでございます。この事業では363団地を対象に実態調査を行い、課題のある24の管理組合にマンション管理の専門家である「埼玉県分譲マンションアドバイザー」を派遣し、長期修繕計画の作成などの支援をしております。県としては、地域の実情に詳しい市町村とともに老朽マンションの長寿命化や再生などの支援策について研究をしております。

【秋山県議再質問】

民間マンションへの支援策の研究をいつまでにどのように行うのか伺う。

【知事再答弁】

今いみじくも秋山議員が言われましたように、この分譲マンションの老朽化というのは埼玉県の課題でもありますが、日本全国の課題でもあります。国土交通省においても、この課題についても相当研究が進んでおります。

そうした研究を、しっかり共有しながら公平性の問題だとか、そしてまた、街づくりの問題だとか、さらに地域包括ケアも含む保健医療の観点からも含めて総合的に判断しなければいけないものも多いと思います。時間の明示というのは御勘弁いただきたいと思っております。

積極的に取り込む課題だということをしっかり受け止めているということ御理解いただきたいと思っております。

【都市整備部長】

御質問4「民間マンションの耐震化・老朽対策・バリアフリー化は喫緊の課題」のうち、県内UR賃貸住宅とURが分譲したマンションでエレベーター設置状況に格差がある現状をどう認識しているかについてお答えを申し上げます。

埼玉県内のUR賃貸住宅におけるエレベーターの後付け設置数は、約90基程度と把握しております。また、URが分譲したマンションにおける後付けエレベーターの設置状況に

つきましては、把握できておりません。マンションの改修事例に詳しいマンション再生協議会の調べによりますと、民間分譲マンションでの後付けエレベーターの事例は平成14年以降全国で5件となっています。URに限らず分譲マンションにおいては、後付けエレベーターの設置が進まない状況にあり、費用負担に関する合意形成が困難であることなどがその背景にあるものと認識しております。県では、マンションの耐震化を促進しており、後付けエレベーターの設置は、耐震化された上で行われることが望ましいと考えております。

このため、マンションの耐震化やバリアフリー化に向けて入居者の合意形成が図られるよう、支援してまいります。

5、JR駅の「無人化」は許されない

【秋山県議】

JR蕨駅では、1月に視覚障害者が転落死し、2月にも人身事故が発生しました。犠牲者のご冥福を心よりお祈りいたします。それにしても駅の人身事故はとどまるところを知りません。

国は2020年度までに乗降客10万人以上の駅について、ホームドアの整備方針をしめしており、県も補助制度を創設します。しかし、県内最大の大宮駅をはじめとして、2020年度までの整備のめどが立たない駅が残されております。私は、ホームドア技術開発に対して支援等も行い、一刻も早くまずは10万人以上の駅の整備を達成すべきと考えますが、企画財政部長の見解を求めます。

公共交通機関の駅の安全は、県民一人ひとりにとって重大な関心事です。今、ホームドア問題は大きく報道されていますが、一方で、JRの駅でひそかに人員削減が進んでいることは、ほとんど県民に知らされておられません。始発から午前6時半まで駅員が対応せず、インターホンで対応する駅が広がっています。もしも転落や落下物などがあった場合、発見した乗客がインターホンで近くの駅に連絡をとり、駅員がいない場合はそこから人が駆けつけるということになります。埼玉県はこのインターホン対応駅名を把握していませんでした。私たちは独自に調査をし、JR武蔵野線、JR宇都宮線・高崎線の大宮以北、川越線など、相当数にインターホン対応の駅が広がっていることを確認しました。早朝無人化といえるインターホン対応は中止し、駅員を配置すべきです。また、JRはさらにインターホン対応駅を広げていく計画ですが、待ったをかけるべきです、企画財政部長の見解を求めます

交通政策基本法は、「交通に関する施策の推進は（略）国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設の管理を行う者、住民その他関係者が連携し、及び協働しつつ、行われなければならない」としております。法に基づき、鉄道を利用する住民が県やJRと協議のできる場を設置すべきです、企画財政部長の答弁を求めます。

【企画財政部長】

まず、ホームドアについて「10万人以上の駅の整備を達成すべき」についてです。

国は、ホームドア設置につきまして、1日の利用者数10万人以上の駅を優先して進めて

いく方針を示しております。また、10万人未満の場合も必要に応じて同様に整備する考えとなっております。利用者数10万人以上の駅については、昨年3月に設置を終えた東武東上線和光市駅を除く15駅が未設置となっております。これまで、各鉄道事業者が公表したホームドアの整備方針では、15駅中9駅については平成32年度までに設置される計画となっております。

また、今後、駅改良工事等が見込まれるJR大宮駅など3駅については、平成33年度以降に設置する方針です。残り3駅につきましては、現時点では整備方針が示されておられません。ホームドア設置については、車両の扉位置などの課題もあり、県としては、引き続き、早期設置に向けて各鉄道事業者に働き掛けてまいります。

次に、「インターホン対応は中止し、駅員を配置すべき」についてです。

JR東日本では、平成26年から一部の駅に自動券売機や改札機の遠隔操作システムを早朝時間帯に導入いたしました。その間の利用者からの問い合わせはインターホンで対応しているとのこと。県内では、平成26年3月に武蔵野線の東所沢駅と新座駅で導入されました。現在、宇都宮線、高崎線、川越線など28駅では、始発から6時半前後まで遠隔操作となっております。県では、地元市からの要望を踏まえ、改札係員を再配置するよう引き続きJR東日本に要望してまいる考えでございます。

最後に、鉄道を利用する住民が県やJRと協議のできる場を設置すべきについてです。

県では、毎年、鉄道整備について地元市町村からの各種の要望を取りまとめ、各鉄道事業者に対して要望を行っております。また、市町村と鉄道事業者等との連絡会議を開催し、鉄道の安全性や利便性向上、沿線の活性化などについて、情報共有と意見交換を行っております。県としましては、こうした機会を活用し、住民に身近な地元市町村と各鉄道事業者の連携を促してまいります。

6、犯罪被害者支援の拡充のために、県内全自治体で条例制定を

【秋山県議】

犯罪被害者は直接的な被害だけでなく、精神的ショックや心身の不調、経済的困窮などの2次被害に苦しめられるため、被害直後のみならずその後のきめ細かな支援が非常に重要ですが、本県においてはまだまだ、多くの課題を残す分野です。

公益社団法人の埼玉犯罪被害者援助センターに伺いましたが、センターの活動が県民にほとんど知られていないことや、若い世代の育成が課題となっていることなどが分かりました。県民生活部長に伺いますが、このような施設は、公的施設として県が整備し、この社団法人に運営をお願いすべきだと考えますが、見解をお示してください。当面、センターの犯罪被害者支援専用サイトをたちあげるための財政支援、また相談員や支援員の確保や、その専門研修の充実のための支援を拡充すべきと考えますが、以上2点について県民生活部長の答弁を求めます。

とりわけ「魂の殺人」ともいわれる性犯罪被害者の心身の負担はきわめて深刻です。犯罪

被害者援助センターも性犯罪被害者専用ダイヤルを設置していますが、被害直後の医療支援の必要性や二次被害の防止のためには、弁護士団体等が要望するように総合病院内に設置するワンストップ支援センターが必要です。しかし埼玉県は未設置です。国は2017年度当初予算でワンストップ支援センターの設置促進のための交付金1.6億円を初めて盛り込みました。被害者がワンストップで医療支援と相談のコーディネーターが受けられる病院拠点型ワンストップ支援センターを早期に設置すべきと考えますが、県民生活部長の答弁を求めます。

私は、被害者支援の先進的な施策を調査するために兵庫県明石市に伺いました。同市では、上限300万円の「立替支援金制度」をはじめ、転居費用の補助や家事や介護、保育への支援など、犯罪被害者遺族などの要望に応えたきめ細かな支援策を実施しています。

泉房穂（いずみ ふさほ）市長は「市民のだれもがいつ何時、犯罪の被害者になるかわからない。犯罪被害者のための施策ではなく、すべての市民に関わる問題であり、あまりにも理不尽な状況におかれている被害者を誰一人見捨てないとの思いで取り組んでいる。」と熱く語っていました。

犯罪被害者支援条例を制定している埼玉県内自治体は、蕨市、嵐山町、三芳町の1市2町のみです。県にも、犯罪被害者支援に特化した条例はなく、公的な支援制度もありません。

そこで県民生活部長に伺います。埼玉県でも全市町村の犯罪被害者支援条例の制定をめざし、まずは県が、率先して犯罪被害者支援条例を制定すべきです。また、被害者の要望に沿った「立替支援金制度」や日常生活支援など具体的な支援制度を創設すべきと考えますが、2点について答弁を求めます。

【県民生活部長】

まず、犯罪被害者支援について公的施設として県が整備し埼玉犯罪被害者援助センターに運営をお願いすべきではないかについてです。

埼玉犯罪被害者援助センターは、法律に基づき公安委員会に指定された犯罪被害者等早期援助団体で、犯罪被害者が再び平穏な生活を営むことが出来るよう支援することを目的として設立された団体です。被害者からの相談に応じたり病院や裁判所などへの付き添い、犯罪被害者支援に関する広報啓発活動を行っていただいております。県では被害者の負担を軽減するため、県の施設である武蔵浦和合同庁舎において、援助センター、警察、県の三者で連携して支援に当たっております。既に官民連携による支援体制ができておりますので、この連携体制をさらに強化し、支援の充実を図ってまいります。

次に、犯罪被害者支援専用サイトを立ち上げるための財政支援についてでございます。

県や警察、援助センターでは、犯罪被害者支援に関するホームページを既に開設しており、イベントやキャンペーンで周知するなど、広報に努めております。しかし、広く県民の方々に知っていただくには、まだまだ十分とは言えません。県では平成29年度、性犯罪被害者の支援の広報を強化するため、新たに援助センターへの支援を予算案に計上しております。

県内の高校1年生の女子生徒全員などを対象に携帯しやすいカード型リーフレットの配

布も予定しております。今後、犯罪被害者支援専用サイトについてもさらにアクセスしやすいものとするなど、発信力の強化に努めてまいります。

次に、相談員等の確保や専門研修の充実のため支援を拡充すべきについてでございます。

現在、県では援助センター支援員研修に講師を派遣したり、研修のための情報提供などを行っております。平成29年度には、性犯罪被害者への支援について、国の交付金が新設されると伺っております。今後、この交付金の活用も検討し、相談員等の確保や専門研修の充実に努めてまいります。

次に、病院拠点型ワンストップ支援センターの設置についてでございます。

現在、県、警察、埼玉犯罪被害者援助センターと産婦人科医会の四者が協定を締結し、医療や相談、カウンセリングなど、性犯罪被害者に必要な支援を連携・協力して行っております。協定締結と合わせて、性犯罪被害者が相談できる専用電話「アイリスホットライン」を開設し、ワンストップで被害者からの相談を受け付けております。

さらに、県内各地に協力関係のある医療施設が数多くあることにより、潜在化しやすい性犯罪被害者を支援に結び付けることができる体制となっております。当面、病院拠点型ワンストップ支援センターを設置するのではなく、産婦人科医会、警察、援助センターと一体となった支援体制を引き続き充実させることで対応をしております。

次に、犯罪被害者支援条例の制定についてでございます。

県では犯罪被害者への支援を盛り込んだ防犯のまちづくり推進条例や犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等への支援に取り組んでおります。県としては犯罪被害に遭われた方々の苦しみや痛みをしっかりと受け止め、対応していかなければならないと考えております。県が率先して条例を制定することにつきましては、今後、犯罪被害者への支援をより充実させていく中で、必要性を検討してまいります。

次に、犯罪被害者への具体的な支援制度の創設についてでございます。

被害者からの支援の要望は住居や生活資金の確保、福祉や医療、教育関係など様々です。こうした要望に応えるために、県、警察、援助センターの三者で連携し、支援のコーディネートなどを行っております。具体的には、公営住宅の優先入居、生活保護や育英資金、買い物や育児などの家事支援等、途切れのない支援を実現するため関係機関と被害者とをつなぎ、希望する支援に結び付けられるよう努めております。

今後、議員お話の明石市の立替支援金制度なども研究しながら、犯罪被害者に寄り添った支援にしっかりと取り組んでまいります。

7、小中学校全学年への少人数学級拡充について

【秋山県議】

1クラスの子どもの人数を減らし、ゆきとどいた教育を保障する少人数学級の推進を、保護者、教育関係者をはじめ多くの国民が立場を超えて強く求めています。

党県議団は少人数学級の拡充について度々とりあげてきました。一昨年9月議会の答弁

で、知事は「少人数学級には良いところもあれば、課題もあるのではないか」として、「少人数学級の前に、各学校における子供たちの学習や生活の状況に応じて、きめ細かく教員を配置していく加配が望ましい」と答弁しています。しかし他県をみれば、すでに20府県が小中学校全学年での少人数学級を実施しています。お隣の栃木県もついに全学年の少人数学級をめざして、来年度から小学校3年生に少人数学級を広げます。

私は、少人数学級の効果について長期にわたって検証を続けている山形県に調査に参りました。そこでは児童生徒に対する「学校は楽しいですか」「友達に会うのは楽しいですか」などのアンケートから学級の安定指数を計算し、学級規模との関係を分析していました。その結果少人数学級と学級安定度には相関関係が認められています。

こうした研究は海外でも行われています。国立教育政策研究所員が「米国教育史上もっとも重要な実験の一つ」として紹介しているテネシー州のスター計画は、就学前から小学校低学年時の少人数学級が中学や高校時の学力や授業への積極性につながっていると結論づけました。

近年の学校現場では、様々な形で手厚いケアを必要とする子供が増えているため、小学校1, 2年生の少人数学級を、早急に3年生にまで進めてほしいという教員・保護者の声が切実になってきています。知事、他県の状況や理論研究の成果から、少人数学級の効果についての見解を求めます。また国に対して少人数学級促進を要望するとともに、全学年への少人数学級を目指して、まず県独自で小学校3年生に拡充をすべきと考えますが、見解を求めます。

【知事】

次に、「小中学校全学年への少人数学級拡充について」のお尋ねのうち、少人数学級の効果についてでございます。

少人数学級の効果については、様々な意見があると言われてしています。少人数であれば、授業での子供の学びの場が増え、教師がきめ細かな指導ができるという利点があると言われる。一方、人数の多い方が子供たちにとって多様な人間関係の中で成長ができ、あるいは多くのチームで切磋琢磨できる良さがあるとも言われています。ローソンからサントリーホールディングスの社長になった新浪剛史氏から、「高知県は児童生徒に対する教員の数が、最も多いにもかかわらず、不登校の生徒数が全国一多く、学力も低いのはなぜか」と問われた時、なかなか私も回答ができませんでした。私は、少人数学級という一律の方式の前に、複数の教員で授業を行ったり、習熟度によって学級を分けたりするなど、様々な指導方法も含めて検討していったほうが良いのではないかと思います。

次に、国に対して少人数学級促進を要望するとともに、全学年への少人数学級を目指して、まず、県単独で小学校3年生に拡充すべきではないかについてでございます。

私としては、少人数学級を拡充するよりも、市町村が学校や児童生徒の実情に応じて、最も効果的な方法を選択することができるようにすることが重要であると考えます。

そのために、本県としては、学力向上や生徒指導など学校における様々な教育課題に弾力

的に対応できるように、教職員全体の増員について、引き続き国に要請をいたします。

8、資源循環工場について、地元との協定を守れ

【秋山県議】

寄居町・小川町にある県のリサイクル施設「彩の国資源循環工場」内で、産業廃棄物の不法投棄が行われたとの報道がありました。私も視察しましたが、報道通り2015年11月循環工場内の廃棄物事業者埼玉環境テックが、敷地内に混合廃棄物をまき、県担当課が不法投棄にあたるとして事業者に撤去を命じたとのこと。施設内の廃棄物量は決められており、それを超える量を敷地にばらまいたという行為は、許されるものではありません。県は、事業者がすみやかに撤去に応じたこと、廃棄物に有害物が含まれていなかったことから処分をせず、事業者の廃業に応じました。埼玉県の資源循環工場のホームページをみますと「県有地に先端民間企業群を誘導する事業であり、埼玉県が（略）将来にわたる事業の安全性と信頼性を総合的に確保します」このように書いてあります。この「先端民間企業群」という基準に照らせば、この事業者は資源循環工場に不適格だと感じます。環境部長、事業者の行為は「不法投棄」だという認識はあるのか？またなぜ取り消し処分をしなかったのか、答弁を求めます。

埼玉県はこのように、2015年11月に事業者の不法投棄を把握していながら、地元である寄居町と小川町にこのことを説明していませんでした。今年2月地元町の議会全員協議会や連合環境協議会で県による説明が初めて行われましたが、県の説明責任を問う厳しい意見があいつぎました。地元町と埼玉県、環境テックと地元町連合環境協議会の4者で結んだ運営協定書には、第1章第1条に「廃棄物を適正に処理するよう努める」とあります。協定書違反の事実を、なぜ県は地元の説明しなかったのか、環境部長答弁ください。

なお、この環境テック廃業後、敷地を引きついで同工場に入った豊田（とよだ）建設も保管基準を上回る量の産業廃棄物受け入れを、昨年6月県から指摘されていたとのこと。豊田建設は今年2月に倒産し、県は契約を解除しました。現在この敷地には豊田建設倒産後の産業廃棄物が積み上げられています。環境テックから豊田建設が引き継いだ時点で、埼玉県は地元に対して「豊田建設は優良企業です」と説明したとのこと。なぜ、昨年2月豊田建設を優良企業だと説明したのか。6月の豊田建設の過剰保管について、なぜ地元で報告しなかったのか、現在つみあがっている廃棄物については県が責任をもって撤去を指導するという決意、以上3点について、環境部長の答弁を求めます。

ご存知のように、資源循環工場は、本県唯一の公営最終処分場である環境整備センターと一体の施設です。県外にたよっていたごみの処理を自前で行うために、1973年環境整備センター計画が始まりました。最終処分場の性格上、地元からは1万2千人もの反対請願署名が提出される、地質調査をめぐる警察も出動するなどの複雑な経過がありました。しかし、県と地元の粘り強い話し合いの末、協定締結に至り、県が厳しい監視システムを約束し、地元町は処分場を受け入れたのです。その際に、最新のリサイクル工場をつくり、循環型社会

に寄与し、雇用も実現するとして建設されたのが資源循環工場でした。

この歴史に鑑みれば、地元2町との協定の重さは並大抵のものではありません。知事、不法投棄など二度と引き起こさないこと、また地元2町への説明責任を十分果たすこと、環境整備センターと資源循環工場の歴史を適切にひきつぐこと、この3点について決意をお示しください。

以上で私の質問を終わります。

【知事】

最後に、「資源循環工場について、地元との協定を守れ」のお尋ねでございます。

お話にもございました、資源循環工場が立地している埼玉県環境整備センターは、県営の最終処分場として昭和50年に寄居町に用地を選定いたしました。以来、地元2町の皆さんと長い時間をかけて話し合いを重ね、信頼関係を築く中で、平成元年に処分場の供用を開始いたしました。その後、平成18年には、その最終処分場の敷地内にリサイクル関係の民間施設が集積する「彩の国資源循環工場」をオープンいたしました。今日に至るまで公共関与による環境循環型のモデル施設として順調に運営してきたところです。そうした中、平成27年11月に資源循環工場の事業者がコンクリート廃材を主としたがれきを敷地内に敷き詰めるといふ行為が発生いたしました。このような事態の発生は極めて残念であり、資源循環工場の環境保全に御協力をいただいていた地元の皆さんの期待を裏切るものでございます。

今後は、資源循環工場の中でこのような行為が二度と行われることのないよう、これまで以上にしっかりと監視していかなければならないと思います。また、地元の皆さんが不安を感じることはないよう、資源循環工場内の監視結果などをつぶさに情報提供し、説明責任を果たしてまいります。これまでの歴史を引き継ぎ、持続可能な発展と循環型社会の形成を目指すモデル施設として、しっかりと運営をさせていただきたいと思っております。

【環境部長】

まず、「事業者の行為は『不法投棄』だ」という認識はあるのか、なぜ取り消し処分をしなかったのか」についてでございます。廃棄物はたとえ処理途中であっても、許可で定められた場所に保管することが義務付けられております。敷地内にコンクリート廃材を主としたがれきを敷き詰めるといふことは、この許可に違反しており法律に反する行為でございます。従いまして、直ちに撤去を指導したところでございます。ただし不法投棄に関する裁判例によれば、取消処分に相当するか否かは、廃棄物の性質、形状、行為、周辺環境の清潔を損なうおそれなどから判断されます。

この事案は、再生途中のコンクリート廃材で再生砕石と似た性質を持っていたこと、環境汚染など周辺に悪影響がなかったこと、土で隠すなど隠蔽行為がなく直ちに原状回復したことなどから、取消処分には当たらないと判断したものでございます。

次に「協定書違反の事実をなぜ地元の説明しなかったのか」についてでございます。

資源循環工場の運営協定の第1条では、事業者は廃棄物の適正処理を遵守し、県、町、住民団体はそれに協力すると定められております。これを受けて県は定期的に周辺の環境

を調査し、環境基準を超えた場合、直ちに町に報告をしてまいりました。今回の事案では周辺環境への影響がなかったこともあり、地元への説明をいたしませんでした。しかしながら、資源循環工場の運営が地元の方々の御協力の下に成り立っているという原点に立ちかえれば、適切な情報提供が不可欠であったと考えております。

次に「なぜ豊田建設を優良企業だと説明したのか」についてでございます。

豊田建設から申込みがあった平成28年1月の段階で、過去3年間の売上高や経常利益などの経理状況を把握し、立地事業者として適切であると判断して、地元の皆様に説明をいたしました。

次に、「6月の豊田建設の過剰保管について、なぜ地元へ報告しなかったのか」についてでございます。過剰保管についても、周辺環境への影響がなかったため地元への報告を行いませんでしたが、地元の皆様と情報を共有するという観点からも、速やかに報告すべきであったと考えております。今後は、運営協定の基本精神に立ち返り、地元との情報共有を密に行ってまいります。

最後に、「現在積みあがっている廃棄物について、県が責任をもって撤去を指導するという決意」についてでございます。

廃棄物処理法に基づき、豊田建設や豊田建設に産業廃棄物の処理を委託した事業者に対して撤去を厳しく迫るなど、撤去を指導してまいります。

以上